

速度違反自動取締装置管理運用要綱の制定について

令和 6 年 3 月 27 日
大通達甲（交指）第 2 号
交通部長から交通部各課・隊長、
各警察署長宛て

（概 要）

この通達は、固定式速度違反自動取締装置及び可搬式速度違反自動取締装置の適正な管理及び運用を図るために必要な事項を定めたものである。